

再生可能エネルギー電気卸供給約款

令和8年9月1日実施

株式会社フォレストパワー

目 次

I 総 則

1	適用	4
2	再生可能エネルギー電気卸供給約款の届出および変更	4
3	定義	5
4	再生可能エネルギー電気卸供給に関する取扱い	5
5	単位及び端数処理	6
6	実施細目	6

II 契約の申込み

7	契約の要件	7
8	契約の申込み	7
9	契約の成立及び契約期間	7
10	再生可能エネルギー電気卸供給の開始	8
11	契約の単位	8
12	承諾の限界	9
13	契約書の作成	9

III 料 金

14	料金	10
----	----	----

IV 料金の算定及び支払い

15	料金の適用開始の時期	11
16	料金の算定期間	11
17	再生可能エネルギー電気卸供給電力量の算定	11
18	料金の算定	12
19	支払義務の発生及び支払期日	12
20	料金その他の支払方法	13

V 供 給

2 1	再生可能エネルギー電気卸供給の実施	14
2 2	再生可能エネルギー電気卸供給の制限又は中止	14
2 3	再生可能エネルギー電気卸供給の停止	14
2 4	再生可能エネルギー電気卸供給の停止の解除	15
2 5	損害賠償の免責	15

VI 契約の変更及び終了

2 6	契約の変更	16
2 7	名義の変更	16
2 8	契約の廃止	16
2 9	解約等	16
3 0	契約消滅後の債権債務関係	17

附 則	18
-----	----

I 総 則

1 適用

株式会社フォレストパワー（以下「当社」といいます。）が、契約者に対し、小売電気事業の用に供するための再生可能エネルギー電気卸供給を行なうときの料金及び必要となるその他供給条件は、この再生可能エネルギー電気卸供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお、この約款において再生可能エネルギー電気卸供給とは、次の再生可能エネルギー電気特定卸供給および再生可能エネルギー電気任意卸供給をいいます。

（１） 再生可能エネルギー電気特定卸供給

契約者が発電者を特定した卸供給を希望される場合に、当社が維持及び運用する供給設備を介して、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます）第 17 条第 1 項第 2 号に定める方法により、当社との再生可能エネルギー特別措置法第 2 条第 5 項 に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）に基づき調達を行なう再生可能エネルギー電気を契約者に供給することをいいます。

（２） 再生可能エネルギー電気任意卸供給

非常変災等の理由によって、電気事業法第 98 条第 2 項に規定する翌日市場（以下「翌日市場」といいます。）を利用できず、かつ、契約者が発電者を特定しない卸供給を希望される場合に、当社が維持及び運用する供給設備を介して、再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項第 2 号に定める方法により、当社との特定契約に基づき調達を行う再生可能エネルギー電気を契約者に供給することをいいます。

2 再生可能エネルギー電気卸供給約款の届出および変更

（１） この約款は、再生可能エネルギー特別措置法第 18 条第 1 項に規定に基づき、経済産業大臣に届け出たものです。

（２） 当社は、経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合には、料金及び必要となるその他の供給条件は、変更後の再生可能エネルギー電気卸供給約款によります。

3 定義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使います。

(1) 契約者

この約款に基づいて当社と再生可能エネルギー電気特定卸供給契約又は再生可能エネルギー電気任意卸供給契約を締結する者をいいます。

(2) 発電者

当社と特定契約を締結する者をいいます。

(3) 発電場所

発電者が、特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を発電する場所をいいます。

(4) 卸供給地点

再生可能エネルギー電気卸供給の場合は、当社が、再生可能エネルギー電気卸供給に係る電気を契約者に供給する地点で、当社が、契約者が特定する発電者に係る発電場所において、発電者から当社との特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を受電する地点をいいます。

再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合は、当社が、再生可能エネルギー電気卸供給に係る電気を契約者に供給する地点をいい、契約者が、当社と締結する接続供給契約の受電地点と同じ地点とみなすものとします。

(5) 再生可能エネルギー電気卸供給電力

卸供給地点において、当社が契約者に供給する再生可能エネルギー電気卸供給に係る電気の最大電力をいいます。

(6) 再生可能エネルギー電気卸供給電力量

卸供給地点において、当社が契約者に供給する再生可能エネルギー電気卸供給に係る電気の電力量をいいます。

(7) 消費税等相当額

消費税法の規定により課せられる消費税および地方税法の規定により課せられる地方消費税に相当する金額をいいます。

(8) 祝日等

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日をいいます。

4 再生可能エネルギー電気卸供給に関する取扱い

当社は、特に必要となる場合を除き、当社の専用窓口を通じて、この約款の実施取扱いを行いません。

この場合、当社は、再生可能エネルギー電気卸供給の申込み及び実施に際して得た情報については、再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用しません。

5 単位及び端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は、次のとおりとします。

(1) 再生可能エネルギー電気卸供給電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 再生可能エネルギー電気卸供給電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。ただし、再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合で、低圧で供給するときの 1 時間ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量の単位は、最小位までとします。

(3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

6 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、その都度、契約者と当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

7 契約の要件

契約者が再生可能エネルギー電気特定卸供給契約又は再生可能エネルギー電気任意卸供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただく必要があります。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給を希望される場合

当社が契約者に行う再生可能エネルギー電気特定卸供給について、契約者が特定する発電者が承諾すること。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給を希望される場合

イ 契約者が、当社と接続供給契約を締結すること。

ロ 契約者が希望する再生可能エネルギー電気卸供給電力が、原則として、契約者が当社と締結する接続供給契約の年間計画における接続対象電力の最大値を超えないこと。

8 契約の申込み

契約者が新たに再生可能エネルギー電気特定卸供給契約又は再生可能エネルギー電気任意卸供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認の上、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただく必要があります。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約の場合

イ 契約者の名称

ロ 再生可能エネルギー電気卸供給の開始希望日

ハ 再生可能エネルギー電気の調達を希望する発電者の名称、発電場所及び卸供給地点

ニ 7（契約の要件）(1)に定める要件を満たすことを証明する文章

ホ 連絡体制

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給契約の場合

イ 契約者の名称

ロ 希望される再生可能エネルギー卸供給電力（キロワット）

ハ 再生可能エネルギー電気卸供給の開始希望日

ニ 連絡体制

9 契約の成立及び契約期間

(1) 再生可能エネルギー電気卸供給契約は、再生可能エネルギー電気卸供給契約の申込みを当社が承諾したときに成立します。

(2) 契約期間は、次によります。

- イ 契約期間は、再生可能エネルギー電気卸供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までとします。
- ロ 契約期間満了に先だって再生可能エネルギー電気卸供給契約の消滅又は変更がない場合は、再生可能エネルギー電気卸供給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものとします。
- ハ 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は、発電場所における特定契約の調達期間を超えないものとします。

10 再生可能エネルギー電気卸供給の開始

- (1) 当社は、再生可能エネルギー電気卸供給契約の申込みを承諾したときには、契約者と協議の上、再生可能エネルギー電気卸供給の開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経た後、速やかに再生可能エネルギー電気卸供給を開始します。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉、発電者との特定契約の締結等の事情によるやむを得ない理由によって、あらかじめ定めた再生可能エネルギー電気卸供給の開始日までに再生可能エネルギー電気卸供給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由を契約者にお知らせし、改めて契約者と協議の上、再生可能エネルギー電気卸供給の開始日を定めて再生可能エネルギー電気卸供給を開始します。

11 契約の単位

(1) 再生可能エネルギー電気卸供給の場合

当社は、あらかじめ定めた発電場所及び卸供給地点について、1 再生可能エネルギー電気卸供給契約を結びます。この場合、それぞれの発電場所及び卸供給地点は 1 再生可能エネルギー電気卸供給契約に属するものとし、また、当社は 1 契約者に対して 1 再生可能エネルギー電気卸供給契約を結びます。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合

当社は、1 契約者に対して 1 再生可能エネルギー電気卸供給契約を結びます。

1 2 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況その他によってやむを得ない場合には、再生可能エネルギー電気卸供給契約の申込みの全部又は一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由を契約者にお知らせします。

1 3 契約書の作成

当社は、契約者との間で、原則として再生可能エネルギー電気卸供給の開始前に、再生可能エネルギー電気卸供給に関する必要な事項について、契約書を作成します。

Ⅲ 料金

1 4 料金

料金は、以下のとおりとします。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金

- イ 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金は、発電場所ごとに 1 時間ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量に口の再生可能エネルギー電気特定卸供給料金単価を適用して得られる金額のその 1 月の合計とします。
- ロ 再生可能エネルギー電気特定卸供給料金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第13条3の4に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額とし、同時時間帯における 30 分ごとの回避可能費用単価の 2 コマの平均値を用いて、1 時間単位で当社が設定するものと致します。なお、非常変災等の理由によって、翌日市場を利用できない場合の再生可能エネルギー電気特定卸供給料金単価は、再生可能エネルギー電気特定卸供給の実施日が祝日等以外の場合は、翌日市場を利用できた直前の祝日等以外の同じ曜日、祝日等の場合は、直前の日曜日の当該時間帯における 30 分ごとの回避可能費用単価の 2 コマの平均値に消費税相当額を加えた金額とします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金

- イ 再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金は、1 時間ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量に口の再生可能エネルギー電気任意卸供給料金単価を適用してえられる金額のその 1 月の合計とします。
- ロ 再生可能エネルギー電気任意卸供給料金単価は、再生可能エネルギー電気任意卸供給の実施日が祝日等以外の場合は、翌日市場を利用できた直前の祝日等以外の同じ曜日、祝日等の場合は、直前の日曜日の当該時間帯における 30 分ごとの回避可能費用単価の 2 コマの平均値に消費税等相当額を加えた金額とします。

IV 料金の算定及び支払い

1 5 料金の適用開始の時期

料金は、10（再生可能エネルギー電気卸供給の開始）(1)に定める再生可能エネルギー電気卸供給の開始日から適用します。ただし、10（再生可能エネルギー電気卸供給の開始）(2)により再生可能エネルギー電気卸供給の開始日を変更した場合は、変更後の再生可能エネルギー電気卸供給の開始日から適用します。

1 6 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月 1 日から当該月末日までの期間とします。ただし、再生可能エネルギー電気卸供給を開始し、又は再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間又は契約が消滅した日の属する月の 1 日から消滅日の前日までの期間とします。

1 7 再生可能エネルギー電気卸供給電力量の算定

再生可能エネルギー電気卸供給電力量は、次のとおりとします。

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合

再生可能エネルギー電気卸供給電力量は、卸供給地点に係る 1 時間ごとの電力量とします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合

再生可能エネルギー電気卸供給電力量は、原則として、1 時間ごとに、次の式により算定された値と契約者が希望する再生可能エネルギー電気卸供給電力の値のうち、いずれか小さい値とします。なお、21（再生可能エネルギー電気卸供給の実施）(2)ロまたは 22（再生可能エネルギー電気卸供給の制限または中止）により変更された場合には、変更後の値を 1 時間ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量とします。

再生可能エネルギー電気任意 卸供給に係る発電者から受電 する電力量の計画値の合計	×	$\frac{\text{契約者が希望する再生可能エネルギー電気卸供給電力}}{\text{すべての契約者が希望する再生可能エネルギー電気卸供給電力の合計}}$
--	---	--

18 料金の算定

料金は、料金の算定期間を「1 月」として算定します。

19 支払義務の発生及び支払期日

(1) 料金の支払義務は、料金の算定期間の翌々月 1 日に発生します。ただし、再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅した場合は消滅日とします。

(2) 料金は次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日とします。

イ 29（解約等）(1)又は(2)により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し若しくは引き受けた手形又は振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続の申立てを受け又は自ら申立てを行った場合

ニ 契約者が強制執行又は担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

(3) 契約者が(2)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおりとします。

イ 契約者が(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については、契約者が(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日とします。ただし、契約者が(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から 7 日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して 7 日目を支払期日とします。

ロ 契約者が(2)イからへまでのいずれかに該当することになった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して 7 日目を支払期日とします。

20 料金その他の支払い方法

(1) 料金については毎月、延滞利息その他についてはその都度、当社が指定した機関機関を通じて払い込みにより契約者から支払っていただきます。なお支払いに伴う費用は、契約者の負担とします。

(2) (1)の当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものとします。

(3) 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。なお、消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金と合わせて契約者から支払っていただきます。

(4) 契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

V 供 給

2 1 再生可能エネルギー電気卸供給の実施

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合

当社は、契約者が特定した発電者に係る卸供給地点において、当社が当社との特定契約に基づいて受電した電気の全量を、契約者に供給いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気任意卸供給の場合

イ 当社は、1 時間ごとの再生可能エネルギー電気卸供給電力量を、原則として、再生可能エネルギー電気任意卸供給実施日の前日の午前 10 時までに契約者に通知します。

なお、必要に応じて再生可能エネルギー電気卸供給電力量の決定に必要となる事項に関する文章を当社に提出していただきます。

ロ 契約者がイで通知された再生可能エネルギー電気卸供給電力量をやむを得ない理由によって変更する必要がある場合（原則として、通知された再生可能エネルギー電気卸供給電力量を減少させる場合に限りです。）には、原則として再生可能エネルギー電気任意卸供給実施日の前日の午前 11 時までに当社に通知していただきます。

2 2 再生可能エネルギー電気卸供給の制限又は中止

当社は、電気の需給上又は保安上必要がある場合及び発電者の発電設備に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電を制限し、若しくは中止した場合には、再生可能エネルギー電気卸供給を制限し、又は中止することがあります。

なお、この場合、当社は、あらかじめその旨を契約者にお知らせします。ただし、緊急のやむを得ない場合は、この限りではありません。

2 3 再生可能エネルギー電気卸供給の停止

(1) 契約者が 7（契約の要件）を欠くに至った場合で、当社が契約者にその旨を警告しても改めないときには、当社は、再生可能エネルギー電気卸供給を停止することがあります。

(2) 契約者がその他この約款に反した場合には、当社は、再生可能エネルギー電気卸供給を停止することがあります。

2 4 再生可能エネルギー電気卸供給の停止の解除

23 (再生可能エネルギー電気卸供給等の停止)によって再生可能エネルギー電気卸供給を停止した場合で、契約者がその理由となった事実を解消したときには、当社は速やかに再生可能エネルギー電気卸供給を再開します。

2 5 損害賠償の免責

(1) 10 (再生可能エネルギー電気卸供給の開始) (2)によって再生可能エネルギー電気卸供給の開始日を変更した場合、22 (再生可能エネルギー電気卸供給の制限又は中止) によって再生可能エネルギー電気卸供給を制限し、若しくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者又は発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 23(再生可能エネルギー電気卸供給の停止)によって再生可能エネルギー電気卸供給を停止した場合又は29 (解約等) によって再生可能エネルギー電気卸供給契約を解約した場合には、当社は、契約者又は発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

VI 契約の変更及び終了

2 6 契約の変更

再生可能エネルギー電気卸供給契約の内容に変更が生じる場合は、II（契約の申込み）に定める新たに再生可能エネルギー電気卸供給契約を希望される場合に準じて、再生可能エネルギー電気卸供給契約を変更するものとし、速やかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお、契約者の希望する再生可能エネルギー電気卸供給電力の変更は、原則として、1月につき1回に限ります。

2 7 名義の変更

合併その他の原因によって、新たな契約者が、それまで再生可能エネルギー電気卸供給を受けていた契約者の当社に対する再生可能エネルギー電気卸供給契約についての全ての権利義務を受け継ぎ、引き続き再生可能エネルギー電気卸供給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。

この場合には、新たな契約者は、その旨を当社所定の様式により申し出ていただきます。

なお、再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は、7（契約の要件）(2)に定める要件を満たすことを証明する文章をあわせて提出していただきます。

2 8 契約の廃止

（1） 契約者が再生可能エネルギー電気卸供給契約を廃止しようとする場合は、契約者は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

（2） 再生可能エネルギー電気卸供給契約は、29（解約等）及び当社が契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合を除き、契約者が当社に通知された廃止期日に消滅します。

なお、当社が契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に再生可能エネルギー電気卸供給契約が消滅したものとします。

2 9 解約等

当社は、次の場合には、再生可能エネルギー電気特定卸供給契約又は再生可能エネルギー

一電気任意卸供給契約を解除することがあります。

なお、この場合には、その旨を文書により契約者にお知らせします。

また、再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合は、その旨を文書等により発電者にお知らせすることがあります。

(1) 23(再生可能エネルギー電気卸供給の停止)によって再生可能エネルギー電気卸供給を停止し、契約者が定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

(2) 契約者が次のいずれかに該当する場合

イ 料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合

ロ 他の再生可能エネルギー電気卸供給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合

ハ この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合

(3) 契約者が当社との接続契約を解約した場合

(4) 再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合で、契約者が発電者との再生可能エネルギー電気の調達に係る契約を解除されていることが明らかとなるとき

30 契約消滅後の債権債務関係

再生可能エネルギー電気卸供給契約期間中の料金その他の債権債務は、再生可能エネルギー電気卸供給契約の消滅によっては消滅しません。

附 則

実施期日

この約款は、令和8年9月1日から実施します。